

議案第71号

飛騨市多機能型障がい者支援施設条例について

飛騨市多機能型障がい者支援施設条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市多機能型障がい者支援施設を設置するための制定

# 飛驒市多機能型障がい者支援施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、飛驒市多機能型障がい者支援施設（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、生活能力の向上のための援助と就労の機会を提供し、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な援助を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく障がい福祉サービスの提供及び障がい者支援に必要な事業を実施するため、施設を設置する。

(名称及び位置等)

第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 飛驒市多機能型障がい者支援センター

位置 飛驒市神岡町山田2059番地

(開所時間及び休所日)

第4条 施設の開所時間及び休所日は次のとおりとする。

(1) 開所時間 午前8時15分から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(2) 休所日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 市長は、前項に規定する休所日のほか、施設の管理上必要があるときは、臨時に休所日を定め、又は休所日に開所することができる。

(従業者)

第5条 施設に、管理者その他必要な従業者を置く。

(実施事業)

第6条 施設は、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 法第5条第7項に規定する生活介護
- (2) 法第5条第8項に規定する短期入所
- (3) 法第5条第14項に規定する就労継続支援事業
- (4) 法第77条第3項に規定する地域生活支援事業
- (5) その他設置目的を達成するために市長が必要と認める事業  
(資格)

第7条 施設を使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 法第22条第8項に規定する受給者証の交付を受けた者のうち前条第1号から第4号の事業を利用する者
- (2) その他、施設の使用につき適当と認められる者  
(使用料)

第8条 第6条第1号から第3号に規定する事業の利用者は、法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を使用料として納付しなければならない。

(使用料の減免及び不還付)

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

- 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第10条 市は、施設の管理及び運営を自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、施設の休所日を変更し、若しくは別に定め、又は開所時間を変更することができる。

(指定の手續)

第11条 市長は、前条に規定する指定管理者を指定するときは、飛驒市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成16年飛驒市条例第272号）に基

づき指定するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、当該指定を受けた施設（以下この条において「指定管理施設」という。）において、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第6条に規定する事業の計画及び実施に関する業務
- (2) 指定管理施設及びその附属設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げる業務に付随する業務のほか、指定管理施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務  
(利用料金)

第13条 第8条の規定にかかわらず、第10条第1項の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、施設の利用者は、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 指定管理者は、自治法第244条の2第8項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として收受し、施設の有効な活用及び適正な運営に努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用除外)

2 第6条第1号から第3号の規定は、法第36条第1項の指定を受けるまでの間、適用しないものとする。

(準備行為)

3 第10条の規定による指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

## 飛騨市多機能型障がい者支援施設条例（案）要旨

### 1 制定の趣旨

飛騨市多機能型障がい者支援施設を設置するための制定

### 2 制定の概要

市では、障がい者に対する独自性の高いサービスが提供できる体制を確保することで地域の障がい福祉サービスの向上を図るため、これまで市内において実施されていない生活介護を含めた障がい福祉サービスを複合的に提供する多機能型障がい者支援施設を整備する予定である。

このため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、当該施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。

### 3 施行日 令和3年4月1日